

平成29年度 農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換会の結果（30年1月19日）

開催月日	参加者の概要等	主な意見	主な意見への対策
1月19日	<p>・指導農業者</p> <p>・大分県</p> <p>・大分県農地中間管理機構</p> <p>参加人数：8人</p>	<p>① 未相続農地を機構が預かれるようになることには大きな期待をしている。具体的な方法等を教えて欲しい。</p> <p>② 樹園地は機構の取扱が難しいのでは。県内の実績を教えて欲しい。</p> <p>③ 地域の高齢化はもちろんだが、集落営農法人の高齢化により、今後は法人の広域合併等が必要になるのでは。</p> <p>④ 担い手の規模拡大の一番の課題は労働力の確保であり、外国人労働者等の活用が不可欠であるため、農業公社にはその分野の指導もして欲しい。</p> <p>⑤ 鳥獣害被害対策事業は要望しているが、採択されないため、予算を増やし取り組みやすくして欲しい。</p> <p>⑥ 県は水田に畑地化等を進めているが、推進作物は何か。</p> <p>⑦ 販売対策等をセットでしないと長く続けられるか心配だ。</p> <p>⑧ 担い手がリタイアし、まとめて作ってくれないかと言われるが、点在していて大変だ。せめて、水路や畦畔の管理は地権者をお願いしたい。</p>	<p>① 以下の3項目を説明した。          ・管理費用を負担している相続人が農業委員会の公示を経て、機構にできるだけ長期に貸し付けできる。          ・過半の同意を得る場合、これまでの5年以内からできるだけ長期に設定できる。          ・上記の内容で国会に関連法案が提出される予定であり、改正法が施行され次第、直ぐに対応できるよう早めに情報発信していきたい。</p> <p>② 宇佐市のぶどう団地の園地再編に伴うものと、津久見市のハウスマカン団地が利用しており、いずれも10年よりも長い期間の利用権を設定していることを説明した。</p> <p>③ 県振興局が中心となり28年度から地域農業経営サポート機構の設置による広域連携を進めており、29年度までに4か所に設置され、30年度はさらに6か所に設置される見込みであることを説明した。</p> <p>④（県の関係課室につながります。）</p> <p>⑤（県の関係課室につながります。）</p> <p>⑥ 県では戦略品目やネクスト品目等を推進しており、市町村においても推進品目を定めていることを説明した。</p> <p>⑦ 県では業務用の野菜や冷凍野菜などの取引相手の確保とセットでの産地づくりを進めている。          新規品目の場合、実証ほを設置し検討しており、排水対策や土作りも必要となるため、基盤部署とも連携していることを説明した。</p> <p>⑧ 貸付を希望する方は、全てをお願いしたいという声が多くなっているため、中山間地域等直接支払いや多面的機能支払いの活用や水路のパイプライン化、法面緑化などの活用について、地域での話し合いを進めたい旨を説明した。</p>